

メガソーラーの環境影響評価制度の対象からの除外について

1 現状

岡山県環境影響評価等に関する条例（以下「条例」。）では、工場立地法に規定する「製造業等」に該当する業種の工場等の新增設で、土地の区画形質変更の面積が10ヘクタール以上の場合を環境アセスの対象としているが、メガソーラー事業は電気供給業として「製造業等」に該当することから、環境アセスの対象事業となっている。

2 対象から除外する理由

(1) 国の状況

- ① 国の環境影響評価法においては、メガソーラーを対象としていないこと。
（条例でも、学校、病院等による開発は対象としていない。）
- ② 国は平成23年に環境影響評価法施行令を改正し、風力発電所を対象に追加したが、メガソーラーについては対象としていないこと。
- ③ 条例では、アセスの対象として、工場立地法の「製造業等」の定義を引用しており、その「製造業等」に電気供給業が含まれるため、メガソーラーについてもアセス対象となるが、今年6月に、国は工場立地法施行令を改正し、メガソーラーについて規制対象から外したこと。

(2) メガソーラーの特性

- ① 操業に伴う排ガス、排水、騒音等はなく、供用による影響は想定されないこと。

(3) 本県の状況

- ① 平成11年の条例制定時は、メガソーラーは対象事業として想定されていなかった。
- ② 再生可能エネルギーの利用拡大を進める上で、メガソーラー事業について早期の導入拡大を図る必要があること。

※本県の第3次夢づくりプラン、新エネルギービジョンで、太陽光発電を推進することとしている。

「全県丸ごとソーラー発電所」H28年 340MW（← 85MW）

3 改正内容

「岡山県環境影響評価等に関する条例施行規則」の別表（対象事業）を改正する。

別表第8項 条例第2条第2号（対象事業）チに掲げる事業の種類

現 行 規 定	工場立地法第2条第3項に規定する製造業等に係る工場又は事業場の新設の事業（土地の区画形質変更の面積が10ヘクタール以上であるもの・・・（略）・・・に限る。）
改 正 案	工場立地法第2条第3項に規定する製造業等に係る工場又は事業場（ <u>電気供給業に属する発電所で、太陽光を電気に変換するものを除く。以下、この項において同じ。</u> ）の新設の事業（土地の区画形質変更の面積が10ヘクタール以上であるもの・・・（略）・・・に限る。）

（参考）

岡山県環境影響評価等に関する条例

第2条第2号（対象事業）

チ 工場立地法（昭和34年法律第24号）・・・（略）・・・第2条第3項に規定する製造業等に係る工場又は事業場の新設又は増設の事業

工場立地法

第2条第3項抜粋

製造業（物品の加工修理業を含む。）、電気供給業、ガス供給業又は熱供給業（以下「製造業等」という。）